

半田市消防団員等公務災害補償条例第九条の二第一項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第二十六号

半田市消防団員等公務災害補償条例第九条の二第一項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

半田市消防団員等公務災害補償条例第九条の二第一項の規則で定める金額を定める規則（平成十八年半田市規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。